R5.2.8

自治会のささえあい活動を推進する

福祉委員について

【福祉委員の設置】

平成２年から自治会内の見守り活動推進役として「福祉委員」を設置しました。(大田原地区は平成２年、湯津上地区・黒羽地区は平成１８年に設置)

令和４年度は市内１６６地区の自治会長さんから推薦された１７０名の方が大田原市社会福祉協議会長から委嘱され、活動しています。

【福祉委員の任期】　令和４年４月１日～令和６年３月３１日（２年間）
１年で交代される場合は、前任者の残任期間となります。

【どんな人が福祉委員になるの？】

地域活動に関心と理解のある方になっていただいています。

※自治会長さんや民生委員児童委員さんが兼務するのではなく、自治会長さん、民生委員児童委員さんの協力者として、地域で活動できる方をご推薦いただいています。

【福祉委員の役割】　◆気づく･見つける　◆つなげる　◆広める

ちょっと心配だなという方に気づき、自治会のささえあい活動の良さを見つけ、自治会長さんや民生委員児童委員さんにつなげたり、ご近所に協力を呼びかけたりして、自治会のささえあい活動を推進します。

自治会内

①自治会長･民生委員児童委員さんと地域の情報を共有し、ささえあい活動やお宝を見える化する「自治会ささえあいカルテ」の作成を進めます。

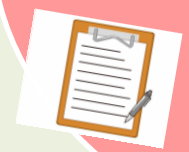

②自治会の見守り組織に属し、見守り活動に協力します。

地区内

③地区社会福祉協議会、地区見守り組織、第２層協議体(ささえあい会議)の活動に協力します。

④市社会福祉協議会が行う福祉事業や研修に参加･協力します。

【活動費】

・自治会の口座に自治会ささえあい活動費として、福祉委員１名につき３，０００円を振込みます。

ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指す
～「人の力」「地域の力」「つながりの力」を活かす社協～
社会福祉法人大田原市社会福祉協議会
電　話　23－1130　FAX　23－1138